

貸貸借契約書

岡山県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、おのおの対等な立場における合意に基づき次の条項により賃貸借契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が機器を甲に賃貸し、甲はこれを賃借することを目的とする。

(契約の要領)

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

(1) 賃貸借物品の機器名及び数量

走査型電子顕微鏡 一式

(2) 貸貸借料

月額〇〇〇〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円)

(3) 物品設置場所

岡山県工業技術センター

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借期間は令和9年3月1日から令和14年2月29日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、この契約は解除するものとする。

(貸借料の支払)

第4条 甲は、年度毎に、第2条第2号に規定する賃貸借料にその年度の賃貸借期間（月）を乗じた額を、乙の請求に基づき一括前金払いする。

2 乙は、前項に規定する請求を賃貸借開始後 10 日以内に行うものとする。

3 甲は、前項の賃貸借料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から 30 日以内に、乙に対し第 2 条第 2 号の賃貸借料を乙に支払うものとする。

4 甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に代金が支払われない場合、乙は、その期間満了の日の翌日から支払いをされる日までの日数に応じ、その未支払額に対し、年 3. 0 % の率を乗じた額を、遅延利息として甲に請求することができるものとする。ただし、当該金額が 100 円未満の場合は、甲は、これを支払わないものとする。

(契約保証金)

第5条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(権利義務譲渡の禁止)

第6条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

(機器の維持管理)

第7条 甲は、第2条第1号に規定する機器（以下「機器」という。）について設置場所を良好な環境に保つとともに、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(機器の一部返還、追加、取換え、改造または移転)

第8条 機器の一部返還、追加、取換え、改造又は設置場所を移転する必要がある場合には、あらかじめ甲乙協議するものとする。

2 前項の場合における費用については、甲乙協議して定めるものとする。

3 第1項の場合において、契約内容を改定する必要がある場合は、変更契約を締結するものとする。

(動産総合保険)

第9条 乙は、自己の負担において機器に動産総合保険を付保するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、賃貸借契約に際し知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約終了後も同様とする。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして次の各号のいずれかに該当するときは、書面により相手方に通知し、この契約を解除できるものとする。

(1) この契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 偽りその他の不正な行為があると認められたとき。

(3) その他この契約に違反したと認められたとき。

2 甲又は乙は、自己の都合によりこの契約を解除する場合には、3か月前までに文書をもって相手方に通知し、相手方の了解を得なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

(1) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(前払金の返還)

第12条 前条第3項の規定により契約が解除された場合、乙は、第2条第2号に規定する賃貸借料に契約解除の日から契約期間満了の日までの日数で日割り計算した額を契約解除の日までに甲に返還しなければならない。

2 乙は、前項に規定する額を契約解除の日までに甲に返還しなかった場合、契約解除の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額に年9.05%の割合で乗じた額を遅延利息として甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第13条 第11条の規定により契約が解除され、甲又は乙に損害が生じた場合、甲又は乙は、相手方にその賠償を請求することができる。

2 乙は、甲が次に掲げる理由により機器を滅失させ、又は故障させ乙に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

(1) 改造修理又は分解による場合

(2) 故意又は取扱上の重大な過失による場合

(3) 乙が供給し、又は乙の指定する部品以外の部品を使用した場合

3 前項の場合にかかわらず、第9条に規定する動産総合保険により補填された損害に対しては、乙は、その賠償を甲に請求できないものとする。

(機器の返還)

第14条 契約の解除に伴い、機器の返還の必要が生じた場合、それに要する一切の費用は、乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない契約の解除による場合においては、この限りではない。

(無償譲渡)

第15条 乙は、甲が賃貸借期間満了の日まで契約を継続し、かつ、この契約に基づく乙に対する債務を全て履行した場合、機器の所有権を無償で甲に譲渡するものとする。

この場合、プログラムについては、甲は、甲の責任と負担で売主との間で解決するものとし、乙は必要が生じた場合にはこれに協力するものとする。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議事項)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 岡山市北区芳賀5301
岡山県
岡山県工業技術センター
所長 窪田 真一郎

乙 所在地
名称
代表者職氏名

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 9 条第 2 1 号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 2 2 年岡山県条例第 5 7 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1 の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 8 年 月 日

岡山県工業技術センター所長 殿

所 在 地
名 称

役 職 名
氏 名

印

・裏面もご確認ください。
・誓約書は契約ごとに提出してください。

記入時の注意事項

◎ 代表者が記入する場合

- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。

◎ 受任者が記入する場合

- ・ 契約に関して、入札参加資格審査申請時に県所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。
- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第9条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第12条の3及び第12条の5において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

- (21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第3号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第1号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をするを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

- ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略